

6. アンケート項目（別紙2 貯水槽水道ランキング制度のテスト実施に関するアンケート調査票）

- (1) 判定に要する時間
- (2) 確認（聞き取り）が困難な項目
- (3) 適否の判断が困難な項目
- (4) その他の所見

7. 結果（別紙3 平成20年度貯水槽水道ランキング評価テスト結果集計表）

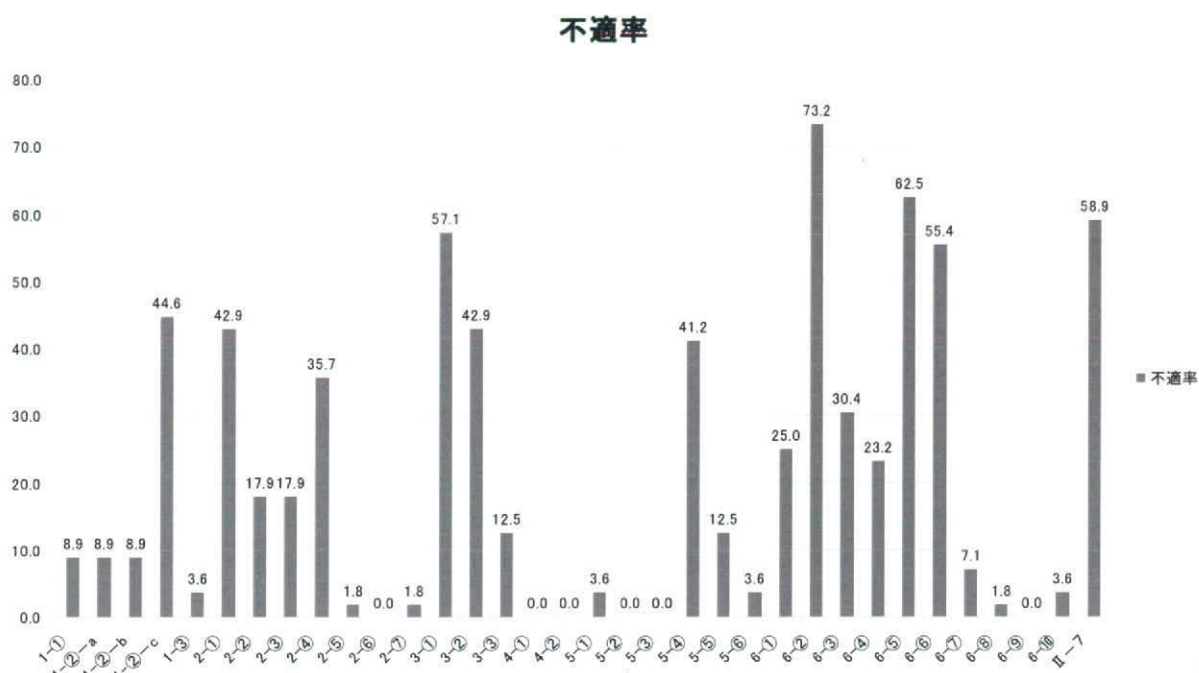
(1) 不適項目

不適率が高い項目として、緊急遮断弁や内部配管サポートの設置、損耗度についての定期診断や更新計画、給水末端での簡易な水質検査（遊離残留塩素の確認等）の実施などがあげられた。

表-1 不適項目ワースト5

不 適 項 目		不適率%
II-6-②	緊急遮断弁は備えられていること	73.2
II-6-⑤	内部配管はサポートが取られていること	62.5
II-7	設置後15年までの間の貯水槽の場合は、定期診断を受け、不具合箇所は補修されていること（または、日本給水タンク工業会の水槽診断を受け、劣化部位については適切な処置が施されていること） 設置後15年経過した貯水槽の場合は、更新されていること（または、具体的な更新予定日が確定した計画が策定されていること）	58.9
II-3-①	給水末端の水の簡易な水質検査を週1回以上実施している	57.1
II-6-⑥	マンホールは二重蓋構造になっていること	55.4

図－1 評価項目別不適率



(2) 適否判定不能項目

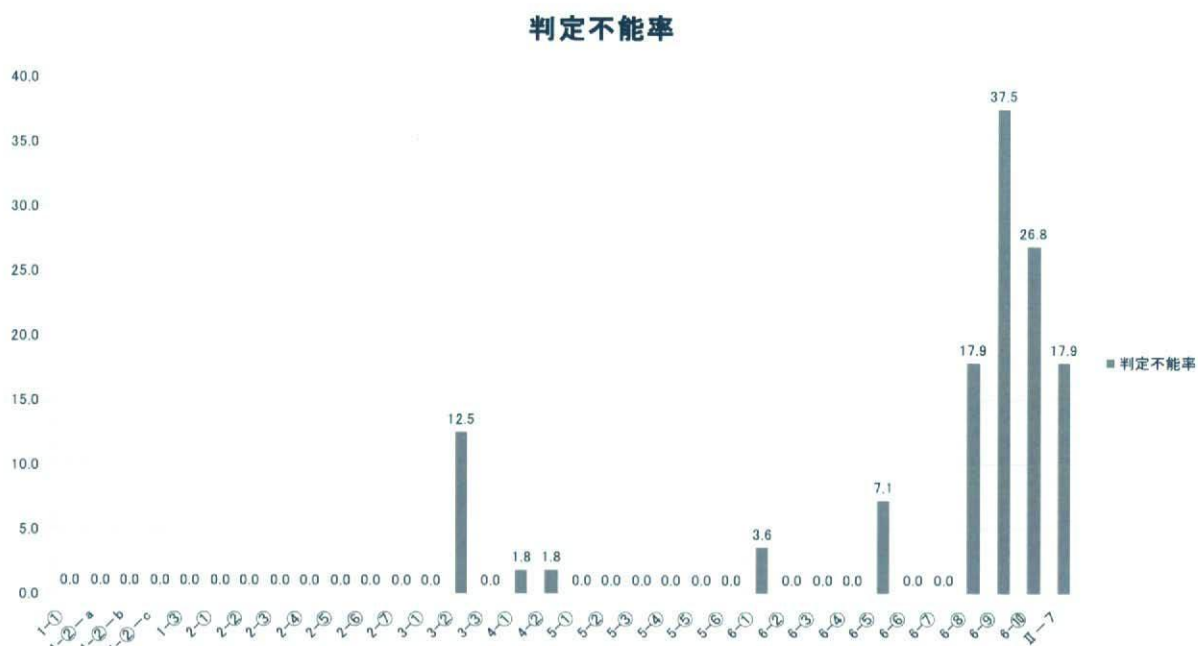
適否判定不能率の高い項目として、貯水槽の遮光性能や貯水槽水の回転率の判定などがあげられた。

表－2 判定不能項目ワースト5

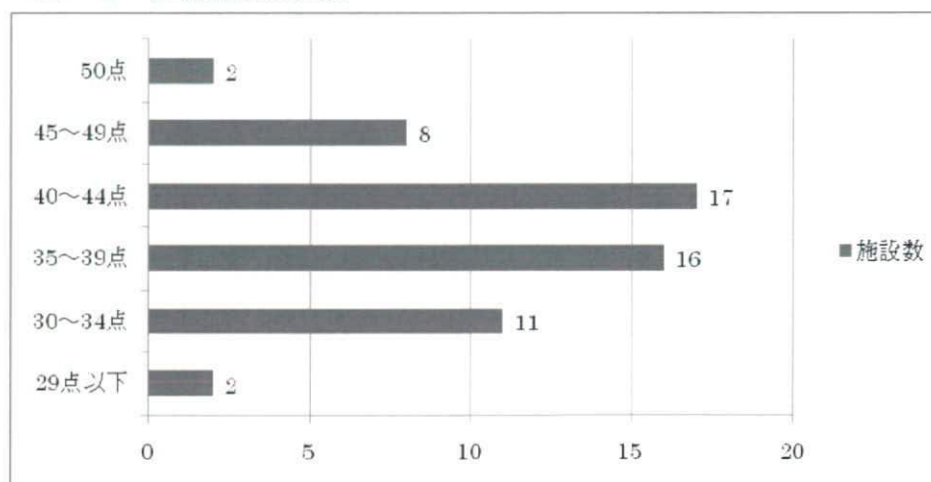
判定不能項目	不能率%
Ⅱ－6－⑨ 貯水槽は遮光性能が担保されていること（屋外設置のFRP製貯水槽の場合は、FRP製水槽藻類増殖防止のための製品基準（水槽内の照度0.10%以下）を満たしていること）	37.5
Ⅱ－6－⑩ 貯水槽の有効容量は水が過度に停滞しないものであること（貯水槽の有効容量は、受水槽で、施設1日最大使用水量の4/10から6/10程度、高置水槽で、1/10程度であること）	26.8
Ⅱ－6－⑧ 入水管の真空防止対策は取られていること	17.9

II-7	設置後15年までの間の貯水槽の場合は、定期診断を受け、不具合箇所は補修されていること（または、日本給水タンク工業会の水槽診断をうけ、劣化部位については適切な処置が施されていること） 設置後15年経過した貯水槽の場合は、更新されていること（または、具体的な更新予定日が確定した計画が策定されていること）	17.9
II-3-②	給水末端の水の簡易な水質検査の結果が過去1年間にわたって基準に適合していること（検査が過去1年間にわたって行われていない場合は、その間の水質検査結果が基準適合であっても0点とする。）	12.5

図-2 評価項目別判定不能率



図－1 評価点別施設数



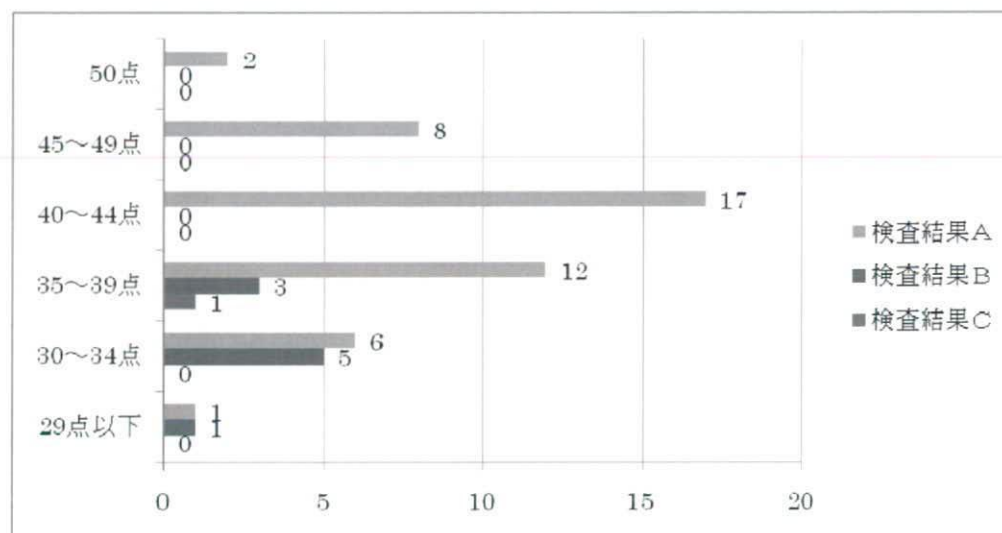
(4) 評価点と検査結果

評価点と管理状況検査結果の関係は次のとおりであった。検査結果 A の施設が評価点も高い傾向を示した。

表－3 評価点と検査結果

評価点	29点以下	30～34点	35～39点	40～44点	45～49点	50点	合計
検査結果 A	1	6	12	17	8	2	46
検査結果 B	1	5	3	0	0	0	9
検査結果 C	0	0	1	0	0	0	1
計	2	11	16	17	8	2	56

図－3 評価点と検査結果



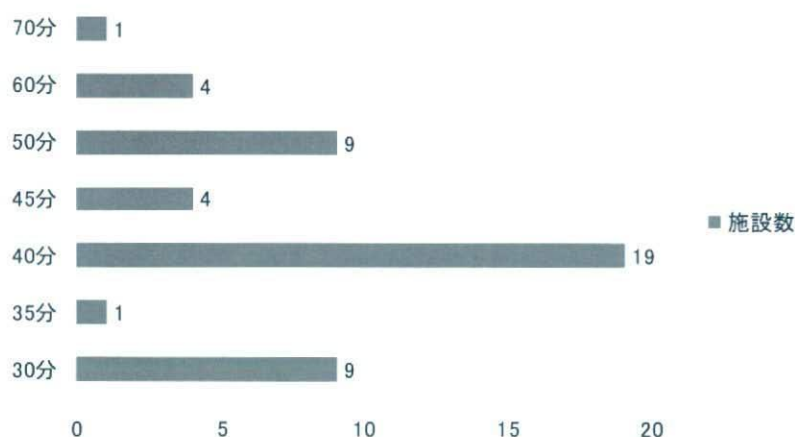
(5) 評価所要時間

所要時間は最長で70分、最短で30分、平均で43分であった。

表-4 所要時間別施設数

所要時間	30分	35分	40分	45分	50分	60分	70分
施設数	9	1	19	4	9	4	1

図-4 所要時間別施設数



(6) アンケート結果

ア 確認困難項目

テスト実施者に対するアンケート調査の結果、確認（聞き取り）が困難な項目として、次の項目があげられた。

判定項目	理由・所見
<b>Ⅱ-2-①</b> 貯水槽水道施設の長期管理（修繕）計画が作成されていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンションの管理人では計画を把握していないことから現場での確認ができない。</li> <li>・集合住宅で築年数が古い物件などは、資料を探す手間がかかり、当日にわからない場合があった。</li> </ul>
<b>Ⅱ-2-②</b> 貯水槽水道施設に関する管理に関する年間計画が作成されていること	



<p><b>Ⅱ-6-⑩</b> 貯水槽の有効容量は水が過度に停滞しないものであること(貯水槽の有効容量は、受水槽で、施設1日最大使用水量の4/10から6/10程度、高置水槽で、1/10程度であること)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集合住宅のため、全体の使用水量の把握ができず、貯水槽水の回転率が確認できない。</li> <li>・ ほとんどの共同住宅が水道メーター検針を住戸ごとに実施しているため、施設全体の使用量が把握できない。</li> <li>・ 1日最大使用水量の把握が困難なため、日によって水の使用量の変動が激しい施設の貯水槽有効容量が算出できない。</li> <li>・ 使用水量の把握は、集合住宅では困難である。</li> <li>・ 貯水槽水の使用量等、多少の時間を要した。</li> </ul>
<p><b>Ⅱ-7-①</b> 設置後15年までの間の貯水槽の場合は、定期診断を受け、不具合箇所は補修されていること(または、日本給水タンク工業会の水槽診断をうけ、劣化部位については適切な処置が施されていること)。</p> <p><b>Ⅱ-7-②</b> 設置後15年経過した貯水槽の場合は、更新されていること(または、具体的な更新予定日が確定した計画が策定されていること)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マンションの管理人では計画自体把握していない。</li> <li>・ 施設の磨耗度に関する事項の設問を管理担当者に尋ねたところ、管理組合の総会等では話題にあがっている可能性もあるが、現段階ではこのような話題は聞いていないので確認できない。</li> </ul>

イ 適否判定困難項目

適否の判定が困難な項目として、次の項目があげられた

判定項目	理由・所見
<p><b>Ⅱ-5-②</b> 屋内設置の場合、十分な換気設備、排水設備、照明設備があること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 換気設備や照明設備の能力を測定する機器が無い。</li> </ul>
<p><b>Ⅱ-5-③</b> ビルピット内設置の場合、出入口の位置は適切であり、安全且つ容易に昇降できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビルピット出入口の位置は適切か判断しづらい(どの程度人が近づける状態でOKかわからない)。</li> </ul>

<p><b>Ⅱ-6-①</b> 耐震強度は、設計用水平震度(KH)が、受水槽は1.0、高置水槽は1.5以上あること(又は、日本給水タンク工業会の水槽診断を実施し、同等以上の耐震強度が担保されていること)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度の表示は、通常タンクの表面に貼付けられているが、塗装や剥がれ等で確認ができないものもあり、表示が認められたタンクについては”1”、それ以外は“0”と採点した。</li> </ul>
<p><b>Ⅱ-6-⑤</b> 内部配管はサポートが取られていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯水槽内の配管サポートが不必要と思われる(小規模な施設の場合、この判定が困難である)。</li> </ul>
<p><b>Ⅱ-6-⑨</b> 貯水槽は遮光性能が担保されていること(屋外設置のFRP製貯水槽の場合は、FRP製水槽藻類増殖防止のための製品基準(水槽内の照度0.10%以下)を満たしていること)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮光についての表記がない貯水槽の遮光性能を数値で把握するのが困難である。(照度計があっても、天気等が影響するため。)</li> <li>・貯水槽の遮光性能については照度計が必要で、確認ができない。屋外の設置では“I”、屋内では“N”と記入した。</li> </ul>
<p><b>Ⅱ-7-①</b> 設置後15年までの間の貯水槽の場合は、定期診断を受け、不具合箇所は補修されていること(または、日本給水タンク工業会の水槽診断を受け、劣化部位については適切な処置が施されていること)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期診断とはどの程度までをいうのか定義が不明確。</li> </ul>

ウ その他・所見

その他所見として、次の事項があげられた

判定項目	所見
<p><b>Ⅱ-3-①</b> 給水末端の水の簡易な水質検査を週1回以上実施していること(遊離残留塩素の含有率及び外観検査(色、にごり、味、においの異常の有無の検査))</p> <p><b>Ⅱ-3-②</b> 上記の水質検査の結果が過去1年間にわたって基準に適合している</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回調査をお願いした管理会社は、いずれの物件も管理人不在のために巡回、点検は1回/月となっている。管理人がいるマンションを除いて1回/週以上の水質検査を行うことは困難かと思われる。</li> </ul>

<p>こと(検査が過去1年間にわたって行われていない場合は、その間の水質検査結果が基準適合であっても、0点とする。)</p>	
<p><b>Ⅱ-4-①</b> 水質異常の有無【過去3年間の法定検査において水質異常がなければ、+3点、異常があれば、0点】</p> <p><b>Ⅱ-4-②</b> 水質異常以外の不適(保健所連絡助言項目のみ)の有無【過去3年間の法定検査において水質異常以外の不適(通報項目に限る。)がなければ、+3点、不適があれば、0点】</p>	<p>・竣工1年以内、3年以内といった施設の加点方法に配慮することはどうか。(たとえばⅡ-4-①②の場合、竣工1年経過は+1点、2年経過は+2点、3年以降は+3点のような判定は可能か。)</p>
<p><b>Ⅱ-7-①</b> 設置後15年までの間の貯水槽の場合は、定期診断を受け、不具合箇所は補修されていること(または、日本給水タンク工業会の水槽診断をうけ、劣化部位については適切な処置が施されていること)。</p> <p><b>Ⅱ-7-②</b> 設置後15年経過した貯水槽の場合は、更新されていること(または、具体的な更新予定日が確定した計画が策定されていること)。</p>	<p>・施設の磨耗度に関する事項の判定基準として、15年までの間に貯水槽の診断、15年以上経過した貯水槽は更新あるいは更新予定のものとしているが、屋内設置の貯水槽と屋外とを比較した場合、屋内設置では痛みが少ないなどタンク寿命が大幅に違うと思う。設置場所(屋内、屋外)を問わずに一律なのか。</p>
<p>その他</p>	<p>・34条検査単独の場合と比べて30分以上は余分に時間がかかるため、1日の作業効率に影響する。</p> <p>・集合住宅の場合管理人だけでは明確な回答が返ってこない場合が多い。</p> <p>・述床面積・給水開始等は、事前に依頼してなかった関係で確認できなかった。</p> <p>・聞きなれない評価項目など、下調べしてからでないかと、わからないものがあった。</p> <p>・新しい施設ほど点数が高くなるのは当然のように感じられた。</p>



- ・点数によって、どのように判断されるのかがよくわからなかった。
- ・必ずしも、点数が低い施設＝（管理が）悪い施設とは言えないと感じられた。

## 8. ランキング評価基準の検討

管理優良施設（S）として判定する評価項目及び評価点のレベルを検討するため、テスト結果を基に条件を設定し、評価基準の検討を行った。

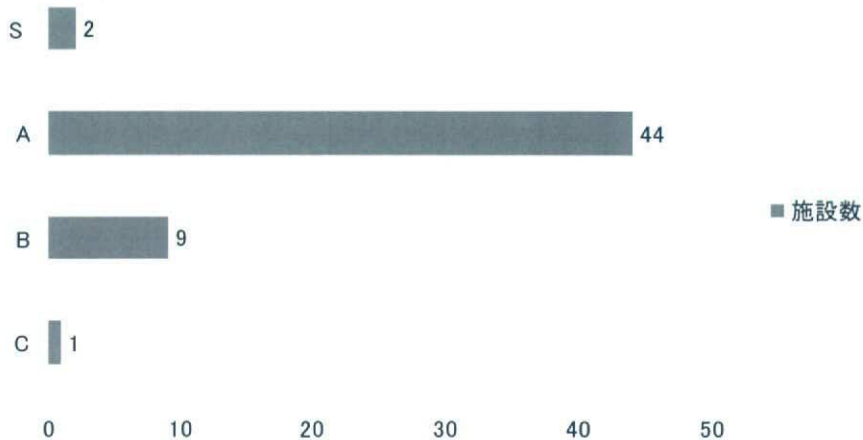
### （1）ランキング評価（設定1）

テスト結果に条件を付加しない状態で、ランキング評価項目として32項目全てに適合し、評価点50点満点の施設を「管理優良施設（S）」とすると、ランキングSは2施設、Aは44施設、Bは9施設、Cは1施設となり、Sは4%弱となった。

表ー2 ランキング評価別施設数（設定1）

ランキング	C	B	A	S	計
施設数	1	9	44	2	56

図ー2 ランキング評価別施設数（設定1）



### （2）ランキング評価（設定2）

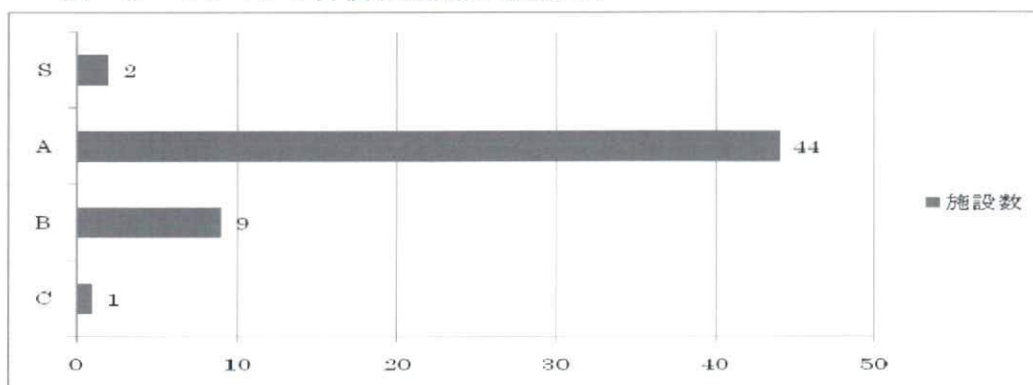
設備面での評価項目の中で相対的に必要度が低いと考えられた「マンホール二重蓋」や施設の規模に応じた段階的な設定が必要と考えられた「配管サポート」、「内部配管サポート」、「緊急遮断弁」、「入水管の真空防止対策」を当分の間、評価項目から除くこととしたうえで、ランキング評価項目として27項目全てに適合し、評価点45点

満点の施設を「管理優良施設（S）」とすると、ランキングSは2施設、Aは44施設、Bは9施設、Cは1施設となり、Sは4%弱となった。

表-3 ランキング評価別施設数（設定2）

ランキング	C	B	A	S	計
施設数	1	9	44	2	56

図-3 ランキング評価別施設数（設定2）



(3) ランキング評価（設定3）

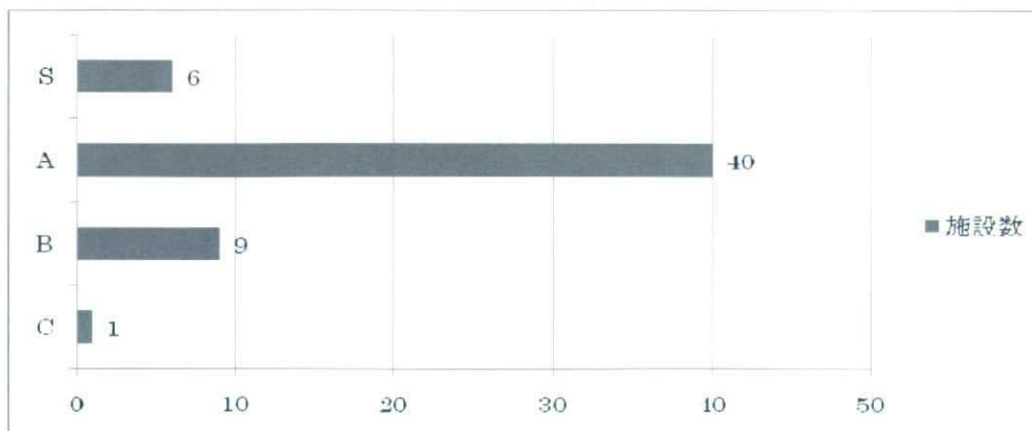
設定2に加え、「管理者の選任・管理体制」、「簡易な水質検査の実施」、「遮光性能の確認」、「損耗度の観点からの定期診断・更新計画策定」といった、従来は施設設置者において認識されていなかった新たな管理項目について、十分な周知により必要性が認識され、適合したことを想定し、これらの項目について適合したと仮定した。

そのうえで、ランキング評価項目として27項目全てに適合し、評価点45点満点の施設を「管理優良施設（S）」とすると、ランキングSは6施設、Aは40施設、Bは9施設、Cは1施設となり、Sは概ね10%となった。

表-4 ランキング評価別施設数（設定3）

ランキング	C	B	A	S	計
施設数	1	9	40	6	56

図-4 ランキング評価別施設数（設定3）



(4) ランキング評価（設定4）

テスト結果に条件を付加せず、評価点上位5施設（対象施設の概ね10%相当）を「管理優良施設（S）」とした。この場合の評価点レベルは47点となり、ランキングSは5施設、Aは41施設、Bは9施設、Cは1施設となった。

表-5 ランキング評価点別施設数（設定4）

評価点	29以下	30～34	35～39	40～44	45	46	47	48	49	50
施設数	2	11	16	17	0	5	1	0	2	2

図-5 ランキング評価点別施設数（設定4）

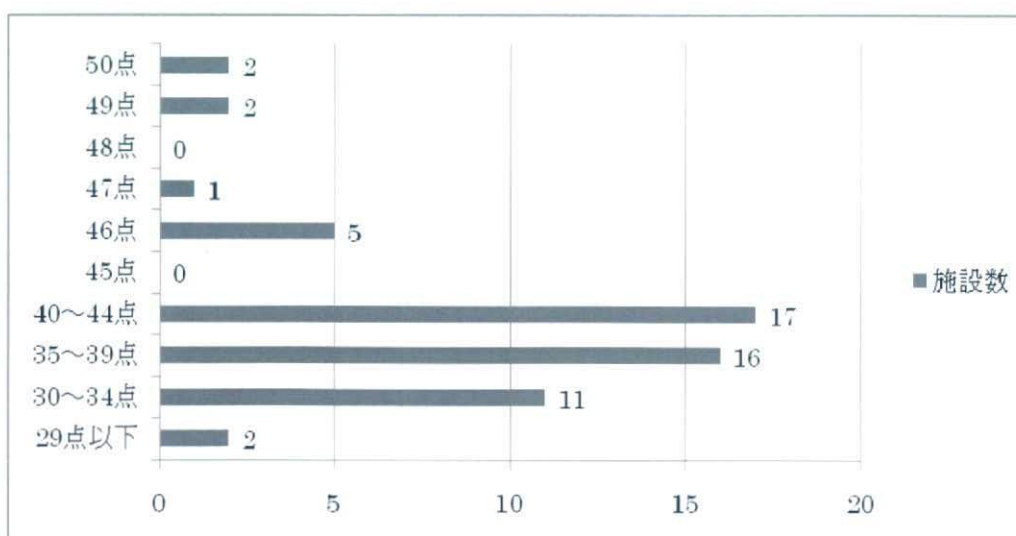
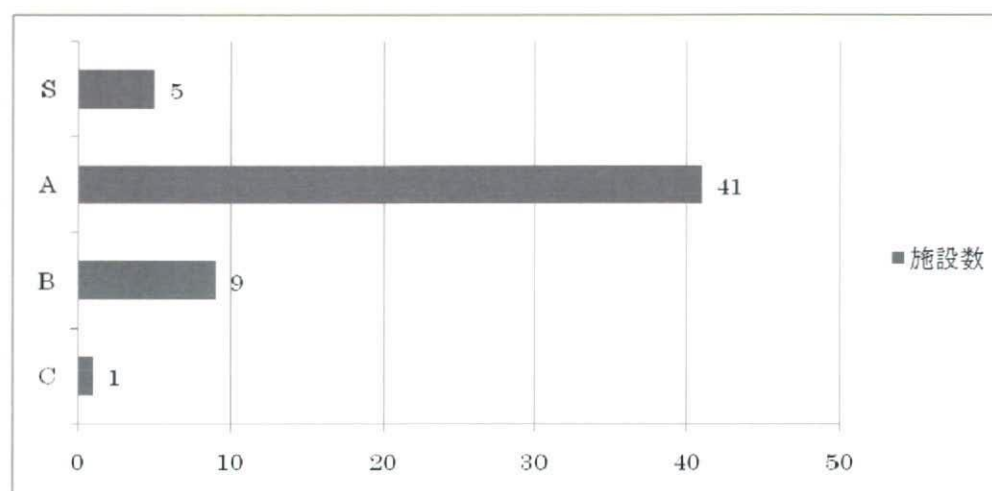


表-6 ランキング評価別施設数（設定4）

ランキング	C	B	A	S	計
施設数	1	9	41	5	56

図-6 ランキング評価別施設数（設定4）



## 9. 考 察

### (1) 不適項目

不適率の高い項目として、緊急遮断弁や内部配管サポートの設置、損耗度の評価としての定期診断や更新計画、給水末端での簡易な水質検査（遊離残留塩素の確認等）実施などがあげられた。

ランキング評価項目は、従前の管理項目にない新たな概念で創られた、上乘せ管理項目として設定したものであり、未だ、十分な認知がなされていないことから、今後の制度化に際しては、これらの新たな管理項目の必要性について情報提供及び啓発を行い、十分な周知が必要であると考えられた。

また、耐震性能等の施設強度に関する項目は、安定供給及び災害時等の飲料水の確保の観点から、非常に重要であるが、既存施設への普及は未だ低いレベルにあり、設備改善がより促進されるよう、評価項目適用猶予期間の設定検討や、貯水槽製造メーカー等に設備改造の低コスト化等に関する働きかけ等を進める必要があると考えられた。

### (2) 適否判定不能項目

適否判定不能率の高い項目として、貯水槽の遮光性能項目や貯水槽水の回転率があげられた。



これらの項目は、従来の管理上必要な帳簿書類等から容易に確認することができないことから、現場での判定は実務上困難なものといえる。制度化に際しては、事前に書類等で把握できるようにする方法を盛り込むなどの整理が必要であると考えられた。

また、損耗度の評価項目の定期診断や更新計画などについては、新たな概念項目であることから、制度化に際しては、評価判定マニュアルの策定や評価実施者に対する十分な情報提供等、評価の信頼性確保の仕組みを整える必要があると考えられた。

具体的な制度化の中で、これらの事項を盛り込むことにより、ランキング評価は実務的に十分に可能と考えられた。

### (3) 管理状況の検査結果とランキング評価点

管理状況の検査結果の良好な施設が評価点も高い傾向を示した。管理状況が良好な施設は管理体制が整っている施設であるともいえ、管理体制が整っている施設はランキング評価においても高く評価されることを示すものと考えられた。

### (4) 実効性

評価に要する時間、効率性等の観点から、ランキング評価の単独実施は実際の運用上、実効性があるとはいえないと考えられた。

### (5) ランキング評価基準の検討

「管理優良施設 (S)」として判定する評価項目及び評価点のレベルを検討するため、テスト結果を基に4パターンの条件設定をし、評価基準の検討を行った。

現状において「管理優良施設 (S)」と評価されることが可能であること、新しい概念である管理項目が理解されることを前提に、既存施設の概ね10%が「管理優良施設 (S)」と評価されること、評価基準がわかりやすいものであることを条件とすると、「管理優良施設 (S)」として判定する評価項目及び評価点のレベルは、評価項目は27項目とし、評価点のレベルは全項目に適合すること(設定2)が最適であると考えられた。

## 10. まとめ

貯水槽水道ランキング制度の実効性の確認及びランキング評価基準の設定を目的として行ったランキング評価テスト及びテスト実施者に対するアンケート調査の結果、次のことがわかった。

### (1) ランキング制度の実効性

既存施設の実態を踏まえ、次に示す評価基準によりランキング評価をすることが妥当であり、実務的にも十分に可能であると考えられた。

また、評価に要する時間、効率性等の観点から、ランキング評価の単独実施は運用

上実効性があるとはいえず、貯水槽水道法定検査の実施にあわせて行うことが最適であると考えられた。

## (2) ランキング評価基準

ランキング評価基準は、現状の施設においても「管理優良施設 (S)」と評価されることが可能であること、現状において「管理優良施設 (S)」と評価されない施設であっても、新たな概念による管理について認識がなされれば、「管理優良施設 (S)」となることが十分に達成可能であること、そして、施設設置者、管理者、利用者等にとって「明確」かつ「わかりやすい」ものであることが必要であることから、次のものとするのが妥当であると考えられた。

### 【評価基準】

①A評価かつ評価項目全適合施設 (全27項目45点満点)	管理優良施設 (S)
②管理状況の検査 (法定検査) の適合施設 (全項目)	管理適合施設 (A)
③管理状況の検査 (法定検査) の一部指摘項目施設	管理不適合施設 (B)
④管理状況の検査 (法定検査) の連絡助言項目指摘施設	管理不適合施設 (C)

### 【評価項目・評価点】

(管理に関する項目及び評価点)

①管理者の選任、管理体制に関する事項	3項目	5点
②管理計画の作成・帳簿書類の整備状況に関する事項	7項目	9点
③施設の点検、管理に関する事項	3項目	5点
④過去の検査結果の状況	2項目	6点
小計	15項目	25点

(施設・構造等に関する項目及び評価点)

⑤管理のしやすい構造・設備に関する事項	6項目	12点
⑥施設の強度・機能に関する事項	5項目	6点
⑦施設の損耗度に関する事項	1項目	2点
小計	12項目	20点
合計	27項目	45点

## 貯水槽水道 ランキング評価・判定票

A 番号			
申請年月日	平成 年 月 日	申請者	
評価年月日	平成 年 月 日	評価者	
B 判定年月日	平成 年 月 日	判定者	
C 判定結果			
D 所見			

## I 施設概要

名 称		所 在 地	
設 置 者		管 理 者	
① 区分	簡易専用水道・ 小規模貯水槽水道（8超）・ 小規模貯水槽水道（8以下）	② 用途	
③延床面積	m <sup>2</sup>	④ 階数	地上 階・地下 階
⑤使用水量	m <sup>3</sup> /日	⑥給水方式	高置水槽・圧力水槽・ポンプ圧送・ その他（ ）
⑦受水槽 設置場所	屋内・屋外・ビルピット	⑧受水槽 形状	告示型・地下式・ その他（ ）
⑨受水槽 材質	FRP・鋼製・コンクリート・ その他（ ）	⑩受水槽 有効容量	m <sup>3</sup>
⑪高置水槽 設置場所	屋内・屋外	⑫高置水槽 形状	告示型・その他（ ）



⑬高置水槽 材質	FRP・鋼製・ その他（ ）	⑭高置水槽 有効容量	m <sup>3</sup>
⑮給水管 材質	塩ビライニング・鋼管・ その他（ ）	⑯給水開始	平成 年 月
⑰直結栓	有( 階まで) 無	⑱防錆剤使 用	有 ・ 無

## II 評価事項

### 1 管理者の選任、管理体制等に関する事項

3項目 2～3段階（適、不適）0→5点

No.	判定項目	点数	摘 要
①	施設管理者が選任されていること 【管理者が選任され、管理業務を行っている実態がある場合は1点、そうでない場合は0点】。		
②	施設管理者の従事状況が適切であること a 適宜点検だけを行っている場合は1点、		
	b 検査、清掃に立ち会っている場合は1点		
	c 管理計画に基づいて、月に1回以上定期的に点検を行っている場合は1点		
③	水質汚染事故時の緊急連絡体制、応急対応体制が構築されていること 【適と認められる場合は1点、不適な場合は0点】		

### 2 管理計画の作成・帳簿書類の整備状況に関する事項

7項目 2段階（適、不適）0→9点

②⑤は加重点数とし、適は2点、不適は0点、①③④⑥⑦は適は1点、不適は0点、

No.	判定項目	点数	摘 要
①	貯水槽水道施設の長期管理（修繕）計画が作成されていること【作成済みは1点、未作成は0点】		
②	貯水槽水道施設に関する管理に関する年間計画が作成されていること【作成済みは2点、未作成は0点】 作成済みは、2点、未作成は、0点とする。		
③	②の計画に基づく点検・整備の結果が記録され、保管されていること【作成済みは1点、未作成は0点】		



④	給水末端の水の簡易な水質検査の結果が記録され、保管されていること【作成済みは1点、未作成は0点】		
⑤	貯水槽の清掃完了報告書（作業記録）には、必要事項の記載がされていること（作業工程、最終塩素濃度、放置時間30分以上、2回消毒、作業前後の写真、作業者の検便の記録）【作成済みは2点、未作成は0点】		
⑥	防錆措置（防錆剤使用等）を実施している場合、関係図書が整備保管されていること【未実施は1点、作成済みは1点、未作成は0点】		
⑦	施設の関係図書が保管されていること【作成済みは1点、未作成は0点】		

### 3 施設の点検、管理に関する事項

3項目 2段階（適、不適） 0→5点

①、②は、加重点数とし、適は2点、不適は0点、③は、適は1点、不適は0点

No.	判定項目	点数	摘要
①	給水末端の水の簡易な水質検査を週1回以上実施していること(遊離残留塩素の含有率及び外観検査(色、にごり、味、においの異常の有無の検査))【適は2点、不適は0点】		
②	上記の水質検査の結果が過去1年間にわたって基準に適合していること（検査が過去1年間にわたって行われていない場合は、その間の水質検査結果が基準適合であっても、0点とする。）【適は2点、不適は0点】		
③	屋内設置の場合の屋内換気が適正に行われていること【屋外設置は1点、適は1点、不適は0点】		

### 4 過去の3年間の法定検査結果の状況

2項目 2段階(適、不適) 0→6点

No.	判定項目	点数	摘要
①	水質異常の有無【過去3年間の法定検査において水質異常がなければ、+3点、異常があれば、0点】		
②	水質異常以外の不適(保健所連絡助言項目のみ)の有無【過去3年間の法定検査において水質異常以外の不適(通報項目に限る。)がなければ、+3点、不適があれば、0点】		

## 5 管理のしやすい構造・設備に関する事項

6項目、2段階（適、不適） 0→12点

①、③、④は、加重点数とし、適は3点、不適は0点、その他の項目は、適は1点、不適は0点とする。

No.	判定項目	点数	摘 要
①	水槽周辺が六面点検できるスペースが確保されていること （告示に適合していること）【適は3点、不適は0点】		
②	屋内設置の場合、十分な換気設備、排水設備、照明設備があること【適は1点、不適は0点】		
③	ビルピット内設置の場合、出入り口の位置は適切であり、安全且つ容易に昇降できること【適は3点、不適は0点】		
④	高所設置の場合、安全に昇降、点検等ができること【適は3点、不適は0点】		
⑤	水槽の近傍に管理者以外が人の立ち入れないこと【適は1点、不適は0点】		
⑥	貯水槽や給水管は、他の水槽や配管等と容易に識別できること【適は1点、不適は0点】		

## 6 施設の強度・機能に関する事項

10項目 2段階（適、不適） 0→11点

⑩は、加重点とし、適は2点、不適は0点、その他は、適は1点、不適は0点

No.	判定項目	点数	摘 要
①	耐震強度は、設計用水平震度（KH）が、受水槽は1.0、高置水槽は1.5以上あること（又は、日本給水タンク工業会の水槽診断を実施し、同等以上の耐震強度が担保されていること）。【適は1点、不適は0点】		
②	緊急遮断弁は備えられていること【適は1点、不適は0点】		
③	フレキシブルジョイントがついていること【適は1点、不適は0点】		
④	配管サポートがついていること【適は1点、不適は0点】		
⑤	内部配管はサポートが取られていること【適は1点、不適は0点】		
⑥	マンホールは二重蓋構造になっていること【適は1点、不適は0点】		



⑦	マンホールハッチは開閉時に飛散防止構造となっていること【適は1点、不適は0点】		
⑧	入水管の真空防止対策は取られていること【適は1点、不適は0点】		
⑨	貯水槽は遮光性能が担保されていること（屋外設置のFRP製貯水槽の場合は、FRP製水槽藻類増殖防止のための製品基準（水槽内の照度0.10%以下）を満たしていること）。【適は1点、不適は0点】		
⑩	貯水槽の有効容量は水が過度に停滞しないものであること（貯水槽の有効容量は、受水槽で、施設1日最大使用水量の4/10から6/10程度、高置水槽で、1/10程度であること）。【適は2点、不適は0点】		

### 7 施設の損耗度に関する事項

1項目 2段階（適、不適） 0→2点

適は2点、不適は0点、①又は②を選択して加点する。

No.	判定項目	点数	摘 要
①	設置後15年までの間の貯水槽の場合は、定期診断を受け、不具合箇所は補修されていること（または、日本給水タンク工業会の水槽診断をうけ、劣化部位については適切な処置が施されていること）。【適は2点、不適は0点】		
②	設置後15年経過した貯水槽の場合は、更新されていること（または、具体的な更新予定日が確定した計画が策定されていること）。【適は2点、不適は0点】		

### Ⅲ （同時に行った）管理状況の定期検査結果（○で囲む）

結 果	A（全項目適合）、B（不適項目あり（Cを除く）、C（保健所連絡助言項目あり）
--------	--

貯水槽水道ランキング制度のテスト実施に関するアンケート調査

このたびは貯水槽水道ランキング制度のテスト実施にご協力いただきありがとうございます。  
とうございます。

下記のアンケートについてご回答いただきますようよろしくお願いいたします。

**1 判定に要する時間**

判定に要する時間（概数、分）を別紙2 調査集計表（所要時間追加版）の「判定所要時間欄」に記入してください。

**2 確認（聞き取り）が困難な項目及びその理由（複数回答可）**

【例】（項目）Ⅱ-6-⑩（理由）集合住宅のため、全体の使用水量の把握ができず、貯水槽水の回転率が確認できない

**3 適否の判定が困難な項目及びその理由（複数回答可）**

**4 その他の所見（問題点、感想等）**

回答年月日 平成 21 年 月 日 検査機関名